



電波法の一部を改正する法律案について

～電波利用料の料額等の見直しについて～

平成26年2月

総合通信基盤局

電波法の一部を改正する法律案の概要(電波利用料関係①)

○電波利用料とは

不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用を、受益者である無線局の免許人にいわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの。(電波法附則第14項に基づき、少なくとも3年ごとに見直すこととされている。)

1 電波利用料の料額の見直し(平成26年～28年度の3年間の料額)

(1) 電波利用料の算定における軽減措置の見直し

携帯電話、移動受信用地上基幹放送に、新たに軽減係数(※)を適用 ⇒ 関係事業者の負担の軽減を図る

(参考) 携帯電話	現行 約9500万円/MHz	⇒ 約6200万円/MHz (1/2の軽減係数を適用 ※国民の生命、財産の保護に寄与)
移動受信用地上基幹放送	現行 約9500万円/MHz	⇒ 約2900万円/MHz (1/4の軽減係数を適用 ※テレビ等と同様)

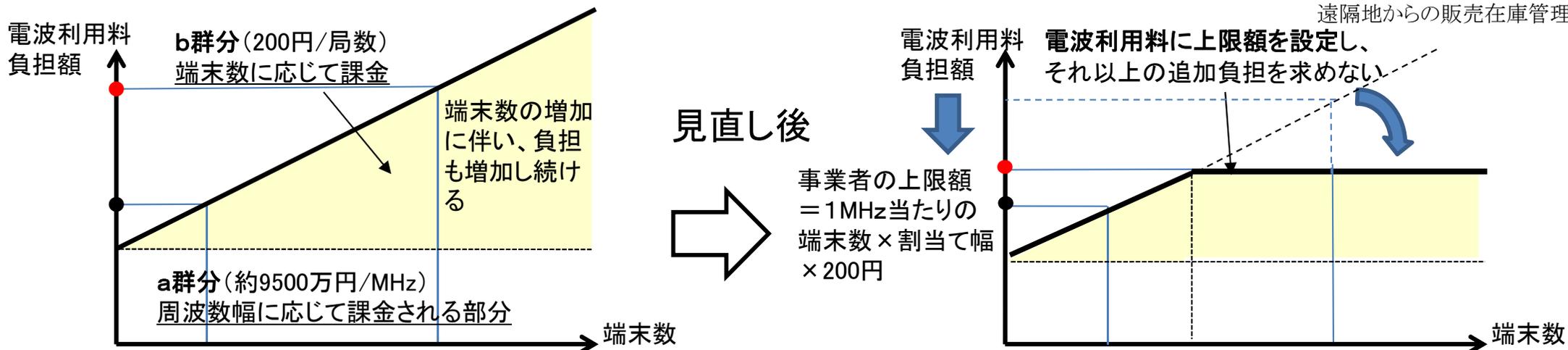
※ 現行及び見直し後も、この他無線局1局あたり200円が課される。

(※)軽減係数:電波利用料算定において、電波の普及や国民の生命の保護等の観点から、特定の無線システムに一定の軽減を行うために設けられた係数。

(2) スマートメーターやM2M※等の新たな無線システムに対する料額の見直し

ICTインフラとしての普及を促進する一助とするため、広範囲の地域において周波数帯を高密度に利用する携帯電話及び携帯電話等を利用するスマートメーターや、M2M等の無線システムに係る電波利用料については、**上限額を設定**

⇒ 一定数以上、端末数が増加しても、追加負担を求めない。 ※スマートメーター:電力使用量の自動検針等
M2M【Machine to Machine(機械と機械の通信)】:センサーネットワーク、遠隔地からの販売在庫管理等



電波法の一部を改正する法律案の概要(電波利用料関係②)

(3) その他の料額の見直し

- 同報系デジタル防災行政無線、ホワイトスペースを活用する**エリア放送**の電波利用料について、より**低廉な料額**とする
同報系デジタル防災行政無線 → 音声により災害発生を住民に伝達する同報系防災行政無線のデジタル化に伴う費用負担増を回避
(デジタル化により、子局が双方向通信が可能となることから、新たに電波利用料が発生するため)
エリア放送→優先順位が高い無線局から保護されないエリア放送の利用料が、優先される無線局より高額であるため。

(参考) 同報系防災行政無線の料額	現行 親局、子局 15,900円/局	⇒ 親局 19,050円、子局 550円
エリア放送の無線局の料額	現行 31,800円/局	⇒ 1,000円(地上デジタル放送の最も低廉な料額相当額)

- 次期における電波利用料の料額の増加は、現行の料額に比して2割を超えないよう料額を算定する

2 電波利用料の用途の追加

ラジオ放送の難聴解消のため、小電力のFM中継局整備に対する支援を用途に追加する

⇒ ラジオ放送は、一斉同報型無線システムであり、災害時に輻輳が発生しないことや受信機が乾電池で作動する等災害時における情報提供手段として重要であることから、期限を限り、必要最小の空中線電力による中継局整備について補助を行う。

3 電波利用料関係の改正

(1) 分割納付規定の整備

- 広域専用電波に係る電波利用料の分割納付を可能とする
(携帯電話、移動受信用地上基幹放送等が対象。現在、原則1年分を一括払いであるところ、年4回の分割納付を可能とする予定。)

(2) 災害時等の無線通信の確保

- 災害時等において、人命救助や災害救護等を目的として、臨時に開設する無線局(総務大臣が認めるもの)について、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除する
(例)災害時に、民間企業から被災地の市町村に無償貸与される衛星携帯電話や簡易無線システム等

4 その他の改正事項

(1) 技術基準適合証明等※の表示方法に係る規定の整備

※ 無線設備が電波法に定める技術基準に適合している旨の表示であり、免許手続の簡素化や免除の要件。

- 技術基準適合証明等を受けた無線モジュールを組み込んだ製品の製造事業者等が、その無線モジュールに付されている技術基準適合証明等の表示を製品に転記することを可能とする。
⇒ 利用者が、製品の外からも技術基準適合の状況を確認できるようになり、安心して製品を使用可能



無線モジュールと無線モジュール内蔵掃除機

(2) 第三者による携帯電話端末の修理に係る規定の整備

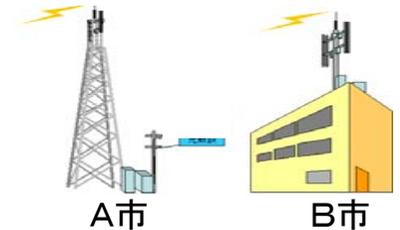
- 携帯電話端末について、総務大臣に登録を行った修理業者が、電波特性に影響を与えない修理について、修理の適切性を自己確認し、技術基準への適合性等を表示可能とする。
⇒ 修理を行った者を明確化し、利用者の安心感を醸成



携帯電話端末の修理

(3) 無線局情報の公表範囲の拡大

- 電波行政の透明性を確保する観点から、包括免許等の対象とされた携帯電話等の基地局の設置場所に関する情報についてもインターネット等による公表の対象とすることを可能とする。



包括免許の場合にも設置場所を公表

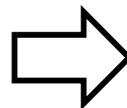
(4) 登録検査等事業における検査※を行う者の資格要件の見直し

※ 無線設備の測定(出力、周波数等)などを行った上で、法令に違反していないか判定すること

- 登録検査等事業において検査を行う者(判定員)不足や検査対象である携帯電話基地局等の増加を踏まえ、判定員に求められる資格及び業務経験等の要件緩和を行う。
⇒ 判定員の確保が進み、適正な無線局検査体制の実現

(現行制度)

求められる資格の例	業務経験
第一級総合無線通信士 (放送局、船舶や航空機の大出力無線局の操作ができる資格)	5年以上



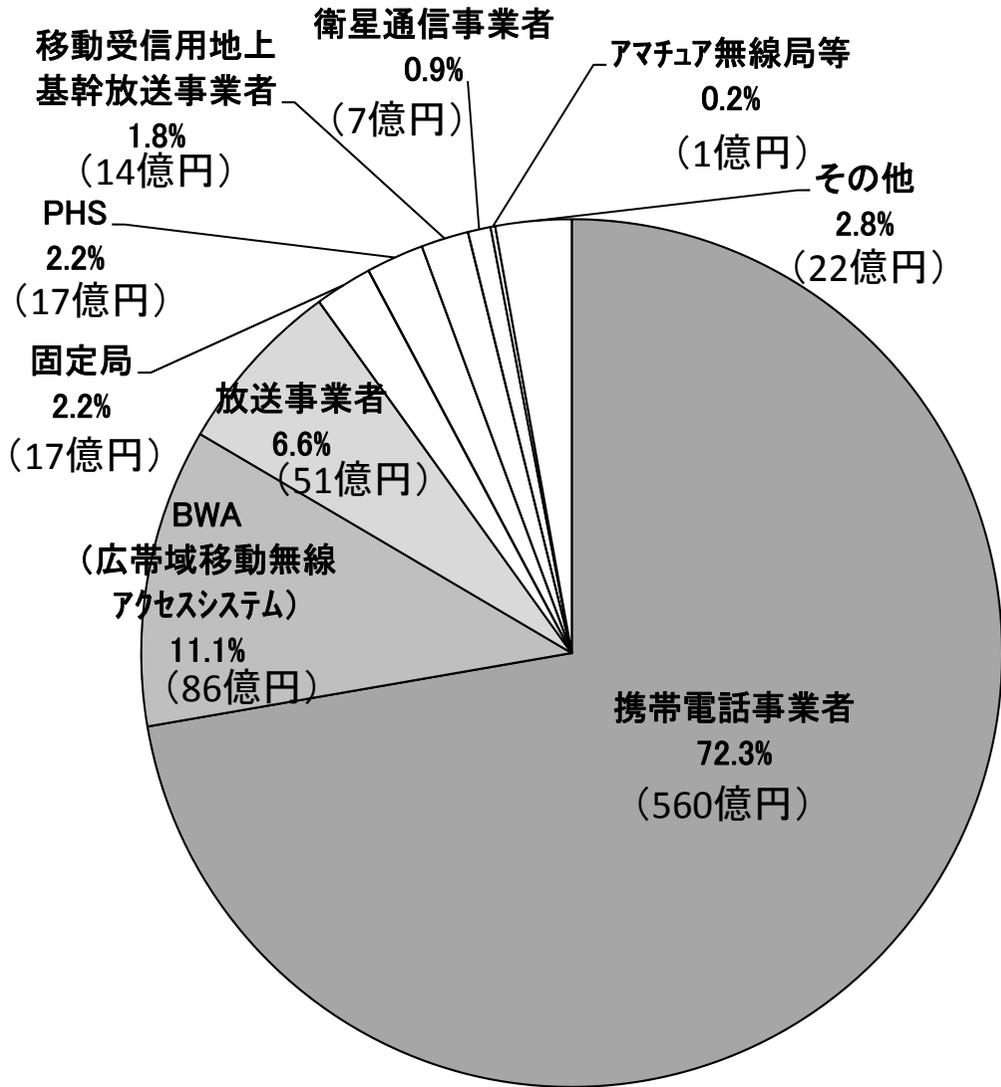
下位資格を追加

(見直し後)

求められる資格の例	業務経験
第一級陸上特殊無線技士 (携帯電話基地局など小規模な無線局の操作ができる資格)	7年以上 (点検員業務経験の場合3年以上)

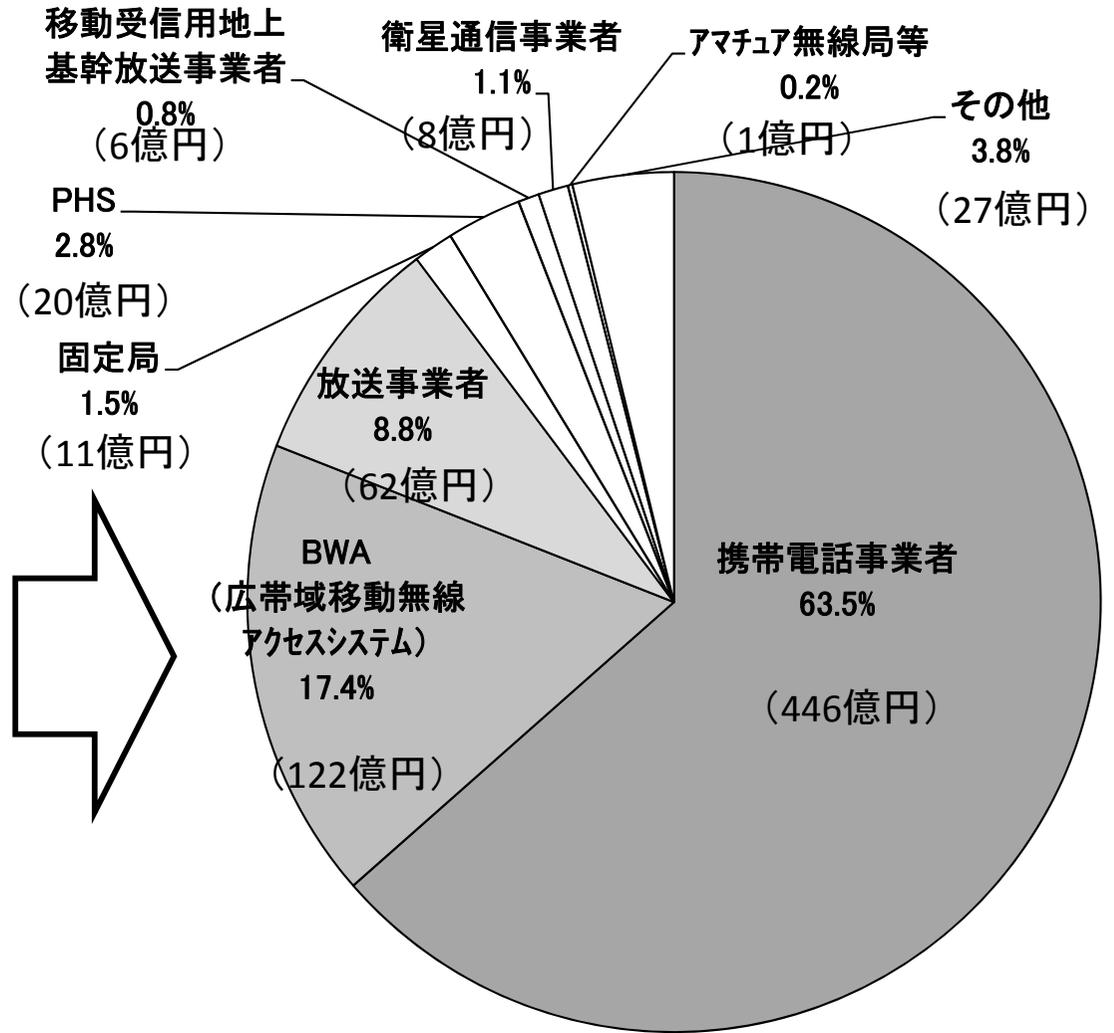
次期電波利用料の負担イメージ

現行料額



約770億円※

料額見直し後の負担イメージ
(平成26~28年度の平均)



約700億円

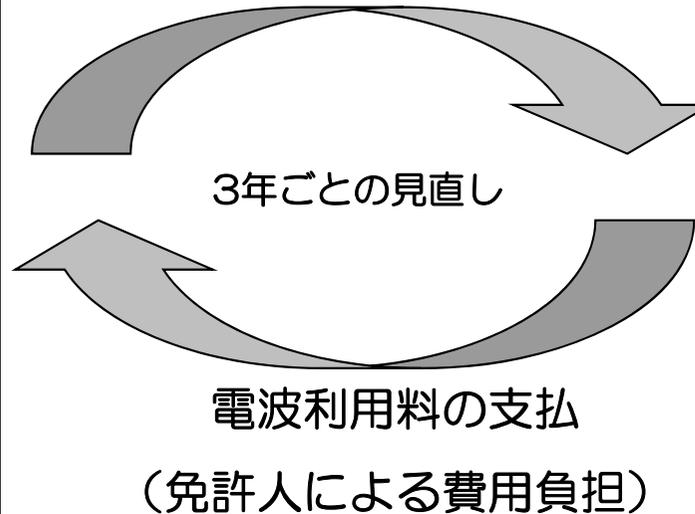
※ 平成24年度末の無線局数及び平成25年10月の課金実績から計算した負担額。
(注 現行料額は、平成23年度~25年度の平均歳出規模を約710億円と想定して算定)

- 電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの。
- 電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

主な使途

- ・不法電波の監視
 - ・総合無線局管理システムの構築・運用
 - ・電波資源拡大のための研究開発等
 - ・電波の安全性調査
 - ・携帯電話等エリア整備事業
 - ・電波遮へい対策事業
 - ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備
- 等

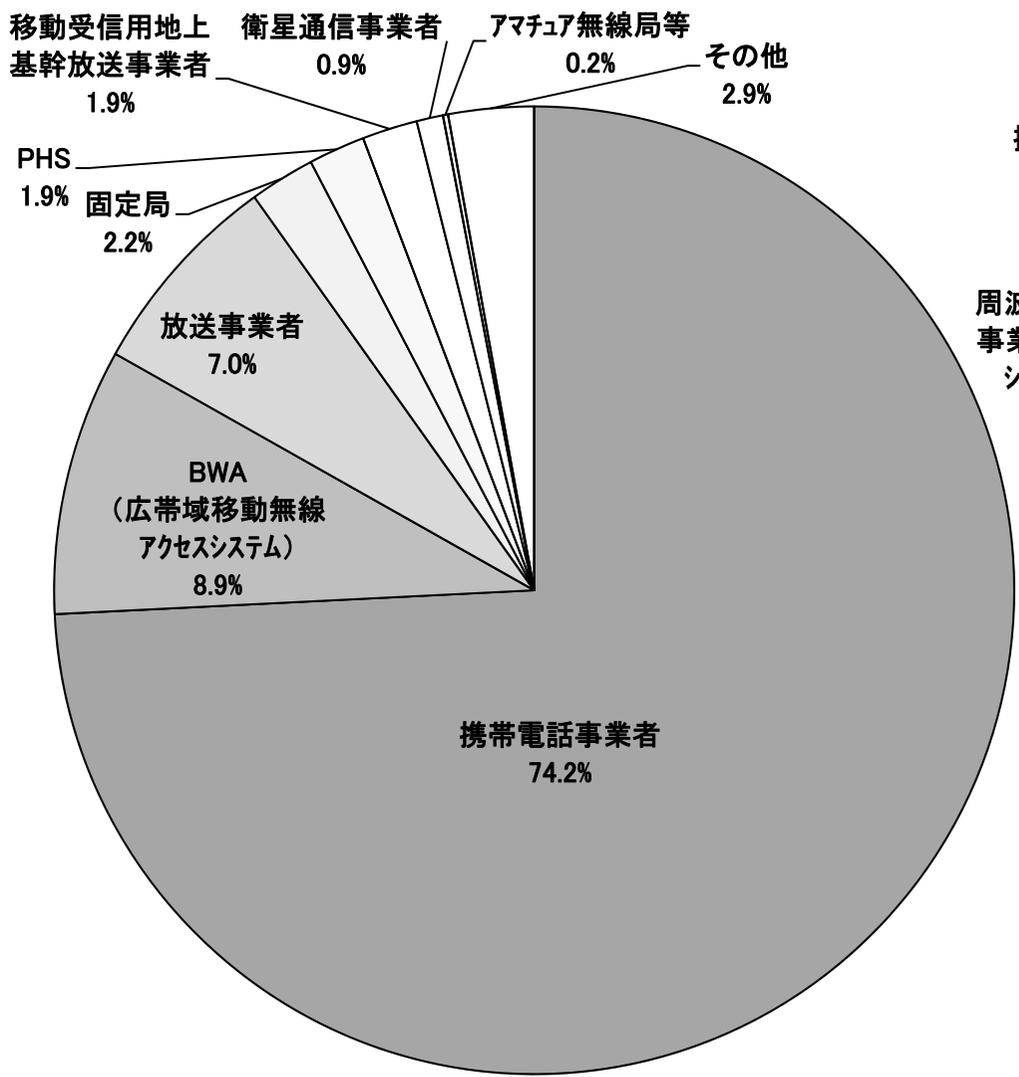
電波の適正な利用の確保 (電波利用共益事務)



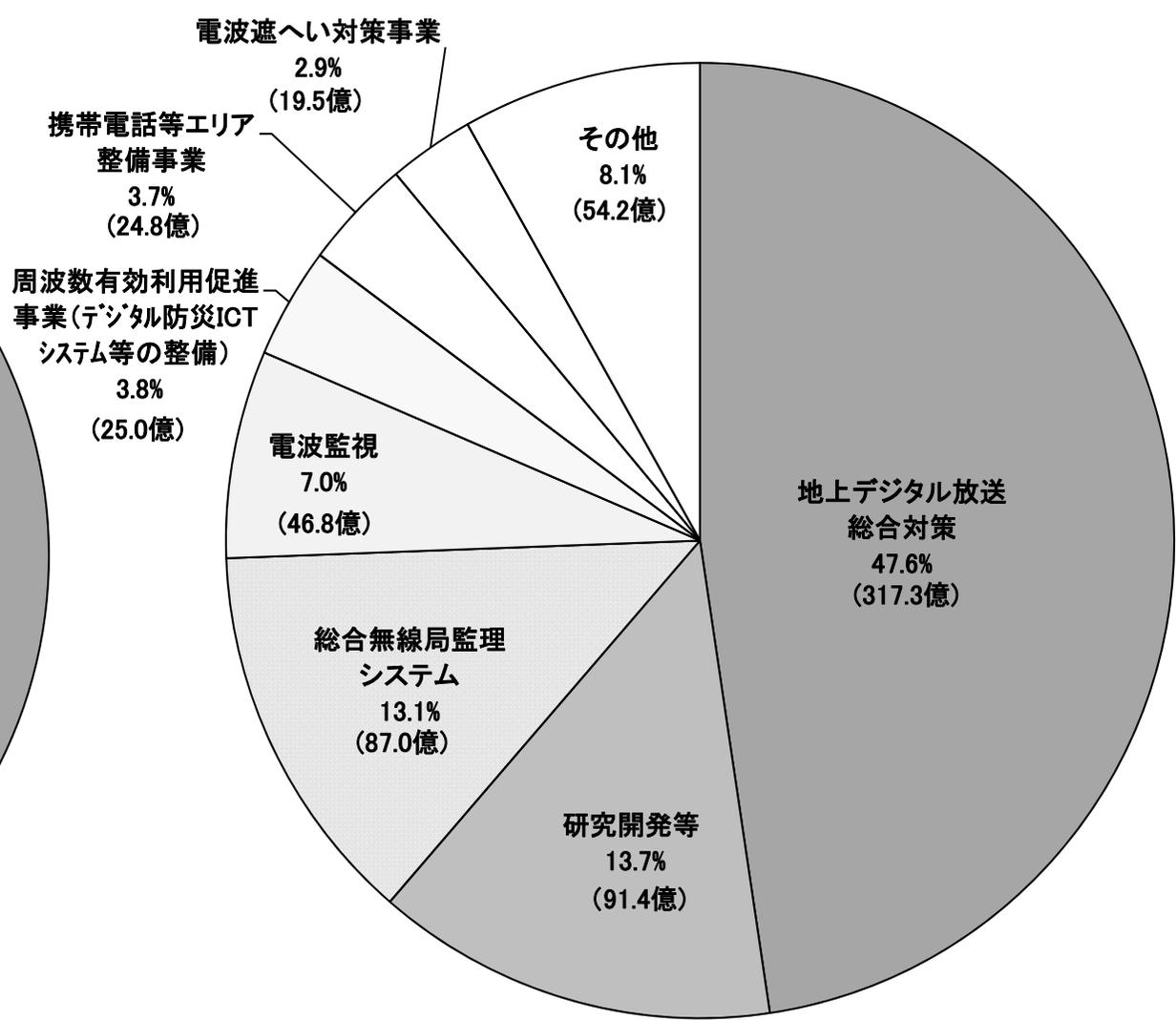
主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
 - ・放送事業者
 - ・衛星通信事業者
 - ・アマチュア無線
- 等

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳(平成25年度)(参考2)



歳入 741.3億円



歳出 666.0億円*

※ 平成24年度補正予算が編成され、研究開発等約56億円を平成24年度に前倒し。これとの合計は約722億円(666億円+56億円)。

「電波利用料の見直しに関する検討会」の開催

- 昨年3月に第1回会合を開催し、電波利用料の見直しに関する意見募集を実施。
- 意見提出者(携帯電話事業者等、放送事業者、固定通信事業者等、地方自治体、メーカー等)からのヒアリングなどを含め、合計10回の会合を開催。
- 意見募集を行った上で、昨年8月に「**電波利用料の見直しに関する基本方針**」を取りまとめ。

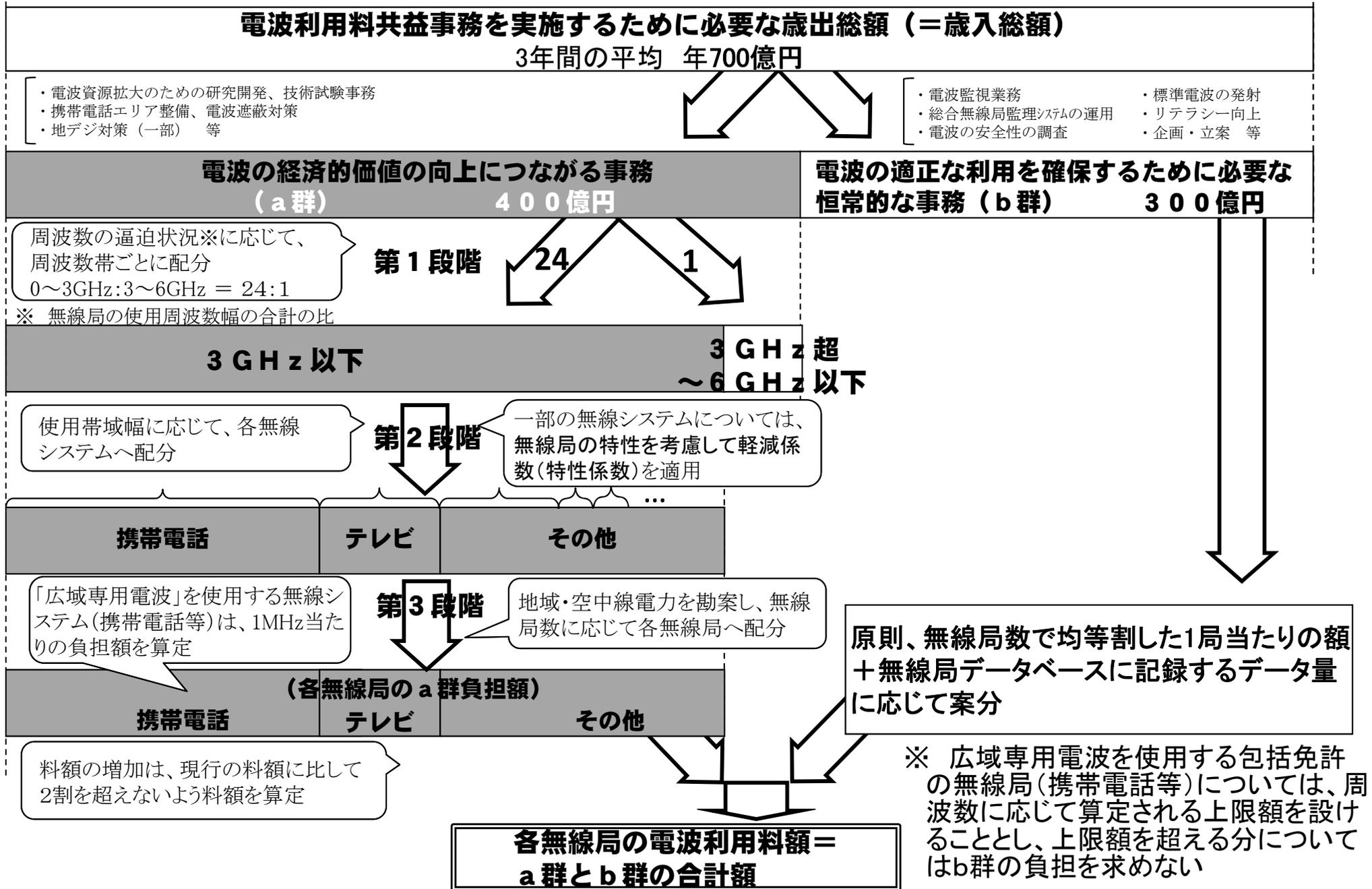


「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」の策定

- 「**電波利用料の見直しに関する基本方針**」を踏まえ、次期電波利用料の料額算定の具体的な考え方について、意見募集を行った上で、本年1月に「**電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針**」を策定。

➡ 「**電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針**」に基づき、電波法改正案を国会に提出

電波利用料の料額(H26~H28)の算定方法 (参考4)



1 携帯電話

無線局単位及び電波帯域により徴収

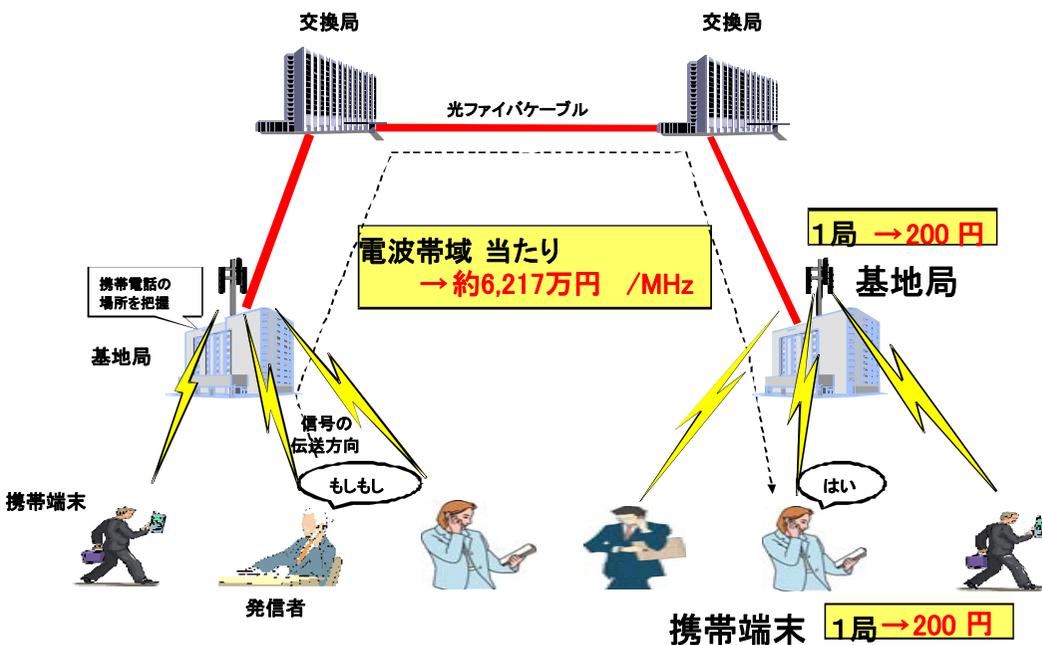
(1) 無線局単位で徴収される電波利用料

- ・ 携帯電話端末 1台あたり 200円
⇒200円
- ・ 基地局 1局あたり 200円
⇒200円

(2) 電波帯域により徴収される電波利用料

- ・ 電波帯域 1MHzあたり 9,515万円
⇒約6,217万円

携帯電話



2 地上デジタルテレビ

無線局単位により徴収

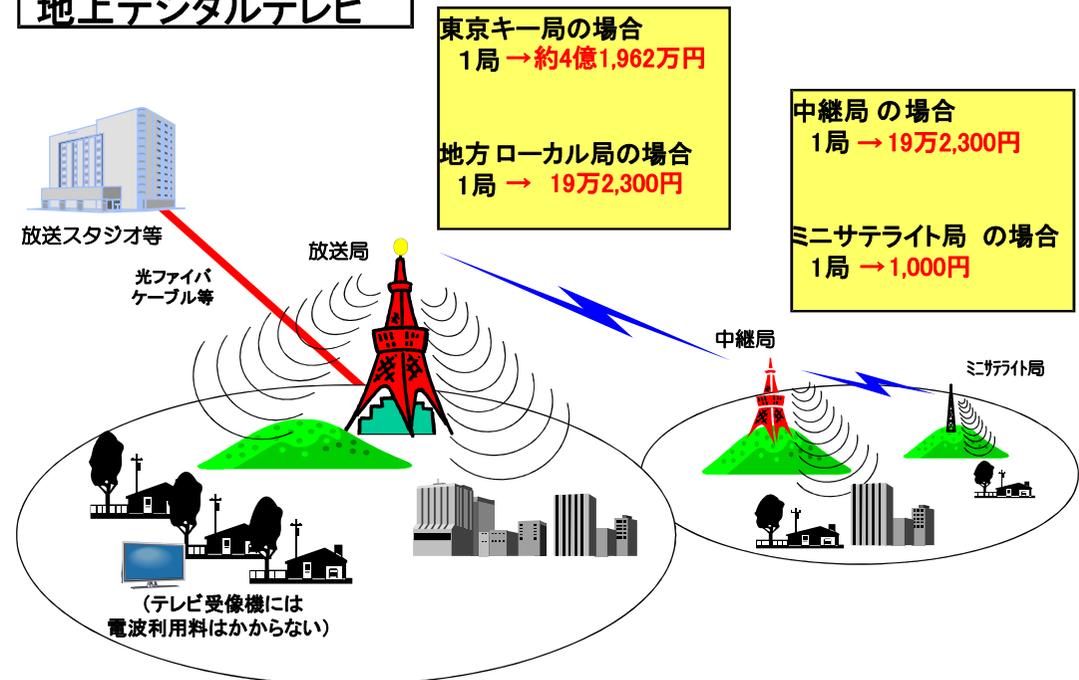
(親局)

- ・ 東京キー局 1局あたり 約3億4,968万円
⇒約4億1,962万円
- ・ 地方ローカル局 1局あたり 16万300円
⇒19万2,300円

(中継局)

- ・ 中継局 1局あたり 900円～16万300円
⇒1,000円～19万2,300円

地上デジタルテレビ



携帯電話等への周波数の割当て状況

事業者	周波数帯							合計 (周波数幅)	加入者数 (H25.9末)
	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯		
NTTドコモ	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	160MHz	6,177万
KDDI	20MHz	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	110MHz	3,905万
ソフトバンク モバイル	—	—	30MHz	20MHz	—	40MHz	—	90MHz	3,407万
イー・アクセス	20MHz	—	—	—	30MHz	—	—	50MHz	441万
UQコミュニ ケーションズ	—	—	—	—	—	—	50MHz	50MHz	428万
ワイヤレス・シティ プランニング	—	—	—	—	—	—	30MHz	30MHz	208万
ウィルコム	—	—	—	—	—	31.2MHz	—	31.2MHz	531万

- * **700MHz帯** 平成24年6月28日にイー・アクセス、NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話の基地局開設計画を認定。平成27年頃からサービス開始予定。
- * **900MHz帯** 平成24年3月1日に、ソフトバンクモバイルの基地局開設計画を認定。平成24年7月から割当てられた周波数の一部でサービス開始。
- * **2.5GHz帯** 平成25年7月29日に、UQコミュニケーションズの基地局開設計画を認定(20MHz幅)。平成25年10月にサービス開始。
- * **3.4~3.6GHz** 第4世代携帯電話用周波数として、今後新たに割り当てる予定。

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を支援に係る用途を追加する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助。

2 スキーム (補助金)

(1) 事業主体

民間ラジオ放送事業者、自治体等

(2) 補助対象

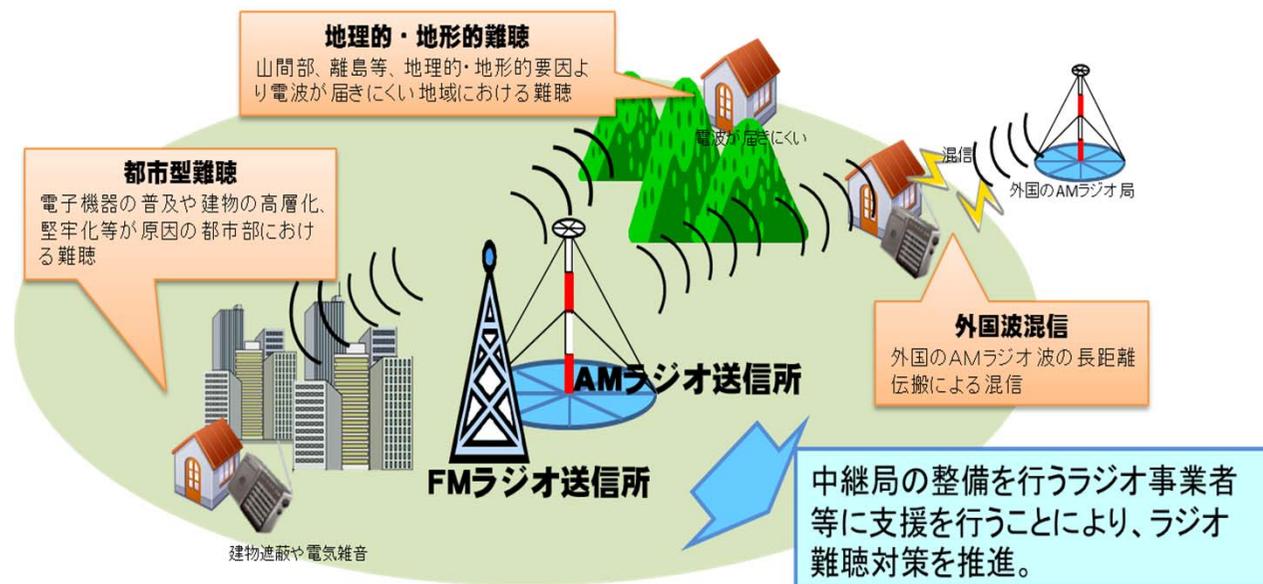
難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2

3 所要額 (新規)

平成26年度予定額 11.8億円



改正の概要

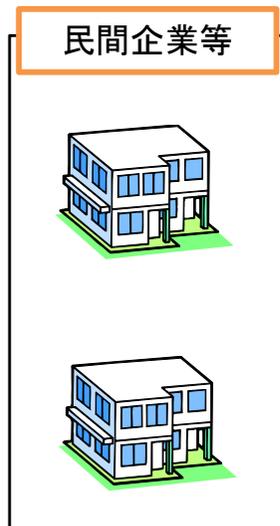
災害等の非常の事態等において、専ら人命救助、災害救援等のための通信を行う無線局のうち、当該非常の事態等による被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認めるものであって、臨時に開設する無線局については、現在電波利用料の免除が認められている無線局と同等の高度の公共性を有していると認められることから、**電波利用料を免除する**。また、上記の無線局については、民間事業者が当該無線局を積極的に開設させ、人命救助、災害救援等を迅速に行わせるため、**免許申請等に係る手数料も免除する**。

改正の経緯

災害等の非常の事態等において、専ら人命救助、災害救援等のための通信を行うために開設される無線局については、他の一般の無線局と同様、電波利用料及び免許申請等に係る手数料が発生する。一方、**災害時等の非常の場合においては、既存の無線局が通信不可能となるおそれがあり、国が免許人の無線局のみでは迅速な人命救助、災害救援等のために不十分であることが想定され、民間企業等が人命救助等の通信を行う無線局を開設することを促進する必要がある**(東日本大震災の際にも、民間事業者が多数の無線機器を無償で貸与するなどの自主的対応が取られることにより、迅速な人命救助や災害救援等のための無線通信の確保に貢献)。

法改正後のイメージ

電波利用料・免許申請等の手数料を免除



免除対象として想定している主な無線局



- 専ら人命救助、災害救援等のための通信を行う無線局のうち、
- ①被害の発生防止又は軽減のために必要な通信を行う無線局として総務大臣が認める無線局であり、
 - ②臨時に開設する無線局

